

公告第4号
令和8年3月3日

変更公告

分任契約担当官
自衛隊茨城地方協力本部長
栗秋 健士

令和8年2月19日付けで公告した公告第2号「水戸地方合同庁舎 清掃業務」について、下記のとおり変更する。

記

- 1 第4項 入札日時：令和8年3月6日（金）14時00分を、令和8年3月13日（金）14時00分に変更する。
- 2 第7項第5号 ウ 下見積書を令和8年3月4日（水）17時00分までに提出すること。を、令和8年3月11日（水）17時00分までに変更する。
- 3 仕様書付紙第2-2 清掃作業基準表（定期清掃）共有部分の作業場所外周窓ガラス（1～4階（3階事務室等、4階南側事務室等を除く））を、窓ガラス（1～4階）に変更する。
- 4 仕様書付紙第2-2 清掃作業基準表（定期清掃）共有部分の全面積350.92を、全面積958.06に変更する。
- 5 仕様書付紙第2-2 清掃作業基準表（定期清掃）共有部分の清掃面積341.13を、清掃面積931.34に変更する。

調達要求番号：6PDC1A00005

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
水戸地方合同庁舎 清掃業務	茨城地本-Z26A005	
	作成	令和8年1月26日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）の敷地内の清掃業務について規定する。

2 清掃に関する要求

2.1 概要

a) 一般事項

- 1) 清掃については、日常清掃と定期清掃の2種類を実施する。
- 2) 契約相手方は清掃の実施に遺漏のない相当数の人員を派遣させ、清掃人員が複数の場合はその中から作業責任者を選任したうえであらかじめ作業員名簿を官側へ提出することとし、人員の変更が生じた場合も同様に提出すること。また官側が作業員を不適格と認めた場合には、契約相手方に対し作業員の交代を求めることができるものとする。
- 3) 清掃に要する機械機器及び資材並びに消耗品についてはすべて契約相手方の負担とする。ただし衛生消耗品（トイレトーパー、手洗い洗剤、ビニールゴミ袋等）及び清掃に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。
- 4) 作業責任者は作業終了後、官側の担当職員に対して報告を行うとともに、清掃作業完了の報告書を提出すること。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。

2.2 仕様

a) 清掃に関する仕様

- 1) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- 2) 清掃内容の仔細については別紙に示すとおり。

b) 危機管理

- 1) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守し人的事故を起こさないように細心の注意を払うこととし、万一事故が生じた場合には契約相手方の責任において処理すること。また、設備又はその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損傷を与えた場合には契約相手方の負担で修繕を行うものとする。
- 2) 前項の事象が生じた場合、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告することとし、官側はこれに対し必要な指示を行うことができる。

3 仕様書等に関する疑義

この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、契約相手側は官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

1 清掃に関する業務の仔細

- a) 清掃内容は付紙第1「清掃内容表」のとおりとする。
- b) 清掃範囲と項目については付紙第2-1「清掃作業基準表（日常清掃）」及び付紙第2-2「清掃作業基準表（定期清掃）」のとおりとし、特に必要のある場合は清掃日にかかわらず適切な方法で常に清潔に保つこと。
- c) 日常清掃は付紙第3「日常清掃の実施日、実施回数」を基準とし、毎週月曜日及び木曜日に実施する。ただし実施日が休日の場合は、火曜日及び水曜日（開庁日）とする。
- d) 定期清掃の実施は6月、9月、12月、3月に実施する。
- e) 窓ガラスの清掃については年1回（11月）実施する。
- f) 換気扇・空調用ダクト及び付属品、看板及び冷却塔目隠し部についたコケの清掃については年1回（6月）実施する。
- g) 側溝、排水・雨水ます及び屋上ドレン廻り清掃については年2回（5月、12月）に実施する。
- h) 上記に記載した清掃の実施について、両者どちらかの都合により清掃日の変更及び期日の調整が必要になった際には別途調整する。

2 清掃期間

令和8年4月～令和9年3月

清掃内容表

水戸地方合同庁舎

場所		材質	日常清掃内容	定期清掃内容
1階	玄関・風除室ホール・自動ドア及び廊下の清掃	磁器質タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 ・ 汚れ部分はモップで水拭きする。 ・ 玄関マットの泥等を除去し、自動ドアガラスの汚れ部分を水拭きする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 ・ 洗剤で洗浄後汚水を吸水、モップで水拭きする。
1階	シャワー室・脱衣室及び前室の清掃	ビニル床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 	
2階～4階	廊下の清掃	ビニル床タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 ・ 洗剤で洗浄後汚水を吸水、モップで水拭き乾燥後、樹脂ワックスを塗布する。
2階～4階	所長室・事務室の清掃(3階事務室等、4階南側事務室等を除く)	カーペット、タイルカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気掃除機等で塵芥を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気掃除機等で吸塵後、洗剤でシャンプークリーニングする。 ・ クリーニング後、汚水を吸引乾燥する。 ・ ひどい汚れ及びシミは、洗剤でシミ抜きを行う。
各階共通	階段・エレベーター壁及び手摺	ビニル床タイル、ビニル床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒又はモップ等にて塵芥を除去する。 ・ 壁及び手摺の汚れ部分を水又は専用洗剤で拭く。 	
各階共通	便所の清掃	磁器質タイル、ビニル床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床の汚れ部分をモップで水拭きする。 ・ 衛生陶器類を洗剤で洗浄し拭き上げる。 ・ 紙くず・汚物を回収し、容器を洗浄する。 ・ トイレトペーパー・手洗い洗剤等を補充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床の洗剤で洗浄し、汚水を排水後モップで拭き上げる。
各階共通	塵芥収集		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定各所の紙くず・茶殻を回収し、所定の場所に集積する。 ・ 可燃物・不燃物に分別し、所定の場所に集積保管する。 ・ 廃棄物集積場所は、庁舎東側階段1階とする 	
窓ガラス及びサッシ枠	窓全面(1～4階)			<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス内面・外面に洗剤を塗布し、ガラス面の汚水をスクイジーで剥ぎ取る。 ・ 窓敷居溝の汚れをから拭き除去する。
換気扇・空調用ダクト及び付属品	シャワー室・湯沸室・便所の換気口及び還気ダクト(吸込口・メイン吸気ダクト・吹出口)(1～4階)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 湯沸室のフードの換気扇、トイレ・シャワー室の換気扇の排気口に付着している粉塵を取り除くとともに、分解できる部品を全て取り外し、つけ置き洗浄する。 ・ 各部屋の吸込口・吹出口のユニットをはずし、噴出口及び内部に付着している粉塵を取り除く。 ・ 3階面談室の天井通気口は、拭き掃除 ・ メイン吸気ダクト(2～4階南北)の吸込口のユニットをはずし、フィルター及びメイン吸気ダクト内の消毒を行う。

屋外	東側階段・駐車場等敷地内・看板及び冷却塔目隠し部についたコケ、側溝、排水・雨水ます及び屋上ドレン廻りの清掃		<ul style="list-style-type: none"> ・ マットの泥等を除去し、駐車場等敷地内の空き缶、落葉等を回収し、所定の場所に集積する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板及び冷却塔目隠し部、門扉についたコケの清掃する。 ・ 門扉、駐輪場にたまった土等を取り除く。 ・ 側溝、排水・雨水ますの汚泥清掃 ・ 屋上及び駐車場屋根のドレン廻り、落ち葉等を清掃する。
----	---	--	--	--

清掃作業基準表(日常清掃)

階	作業場所	材質	面積		作業回数	日常清掃																		
			全面積	清掃面積		床の掃き掃除	床・壁・手摺の拭き掃除	玄関マット泥等の除去	自動ドアガラス清掃	カーペット掃除機かけ	集紙屑・空き缶・落葉等収	茶殻入れ清掃	便所・便器の清掃	手洗い器の清掃	汚物処理	トイレトベーパー補給	手洗い洗剤の補給							
一階	玄関ポーチ	磁器質タイル	25.70	25.70	週2	○																		
	玄関風除室	磁器質タイル	17.80	17.80	週2	○																		
	玄関ホール	磁器質タイル	35.60	34.60	週2	○				○														
	玄関マット、自動ドア				適宜			○	○															
	廊下	磁器質タイル	51.00	51.00	週2	○																		
	シャワー室(西側)・脱衣室・前室	ビニル床シート	6.90	6.90	適宜	○																		
	便所	磁器質タイル	12.00	12.00	週2	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多目的便所	ビニル床シート	5.50	5.50	週2	○				○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	便器(4個)				週2										○									
	手洗器他(5個)				週2										○									
二階	所長室	カーペット	61.20	59.10	週2				○	○														
	行政相談センター	タイルカーペット	117.20	100.40	週2				○	○														
	資料室兼用会議室	タイルカーペット	29.30	29.30	週2				○	○														
	共用大会議室	タイルカーペット	140.00	136.70	週2				○	○														
	廊下	ビニル床タイル	69.70	62.10	週2	○																		
	便所	磁器質タイル	18.70	18.70	週2		○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	便器(5個)				週2										○									
	手洗器他(3個)				週2										○									
	湯沸室	ビニル床シート	2.80	1.40	週2		○			○		○												
	三階	廊下	ビニル床タイル	117.40	117.40	週2	○																	
便所		磁器質タイル	18.70	18.70	週2		○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
便器(5個)					週2										○									
手洗器他(3個)					週2										○									
湯沸室		磁器質タイル	2.80	1.40	週2		○			○		○												
四階	厚生局事務室	タイルカーペット	239.60	221.00	週2				○	○														
	廊下	ビニル床タイル	56.70	55.70	週2	○																		
	便所	磁器質タイル	18.70	18.70	週2		○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	便器(5個)				週2										○									
	手洗器他(3個)				週2										○									
	湯沸室	磁器質タイル	2.80	1.40	週2		○			○		○												
共有部分	階段室(1~4階)	ビニル床タイル	144.00	144.00	週2	○																		
	塵芥収集				週2					○		○									○			
	エレベーター	ビニル床シート	1.96	1.96	週2		○																	
屋外	壁・手摺				適宜		○																	
	東側階段・駐車場等敷地内				適宜			○			○													

※注1 清掃面積について変更する場合がある。

日常清掃の実施日、実施回数

実施場所	実施日		回数
水戸地方合同庁舎 (毎週月曜日、木曜日)	R 8. 4	2, 6, 9, 13, 16, 20, 23, 27, 30	9回
	R 8. 5	7, 11, 14, 18, 21, 25, 28	7回
	R 8. 6	1, 4, 8, 11, 15, 18, 22, 25, 29	9回
	R 8. 7	2, 6, 9, 13, 16, 21, 23, 27, 30	9回
	R 8. 8	3, 6, 10, 13, 17, 20, 24, 27, 31	9回
	R 8. 9	3, 7, 10, 14, 17, 24, 28	7回
	R 8. 10	1, 5, 8, 13, 15, 19, 22, 26, 29	9回
	R 8. 11	2, 5, 9, 12, 16, 19, 24, 26, 30	9回
	R 8. 12	3, 7, 10, 14, 17, 21, 24, 28, 31	9回
	R 9. 1	4, 7, 12, 14, 18, 21, 25, 28	8回
	R 9. 2	1, 4, 8, 10, 15, 18, 22, 25	8回
	R 9. 3	1, 4, 8, 11, 15, 18, 23, 25, 29	9回
	計		102 回

月曜日が休み>火曜日に変更

木曜日が休み>水曜日に変更